

新規就農者サポート事業費補助金交付要綱

制 定	平成 24 年 4 月 1 日 23 農経第 59815 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日 24 農経第 63169 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日 25 農経第 63571 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日 27 農経第 8955 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日 28 農経第 81813 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日 29 農経第 72158 号
一部改正	令和 2 年 3 月 30 日 元農経第 76040 号
一部改正	令和 3 年 8 月 1 日 3 農経第 30671 号

(趣 旨)

第 1 この要綱は、新規就農者サポート事業実施要領（平成 24 年 4 月 1 日付け 23 農経第 59815 号香川県農政水産部長通知。以下「サポート事業実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町等に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号。以下「県交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助率)

第 2 第 1 に規定する事業に要する経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるところによる。

(補助金の交付申請)

第 3 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に知事が必要と認める書類を添え、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業主体及び免税事業者については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第4 知事は、第3の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、1の交付の決定に条件を附することができる。

(補助事業の変更)

- 第5 第4の1の補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書(第2号様式)に知事が必要と認める書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の補助金変更交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通ずるものとする。
- 3 第4の2の規定は、2の変更の承認においても準用する。

(事業の着手)

- 第6 事業の実施は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。
- ただし、新規就農者の経営発展支援事業(農機具格納庫や作業場の建築確認を受けるものなど)については、実施計画の承認に基づき交付決定前に着手できるものとし、補助事業者は、間接補助事業者が事業に着手したときは、直ちに事業着手届(第3号様式)を提出させるとともに、補助金交付申請書の提出までに建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認を受けさせるものとする。
- また、補助事業者は、事業着手届の提出があった場合は、速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、1のただし書きによる交付決定前の着手に当たっては、間接補助事業者に交付決定前着手届(第4号様式)を提出させ、当該事業が適正に行われるよう、必要な指導を十分に行うとともに、交付決定前着手届の提出があった場合は、速やかに知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、工事が完了したときは、間接補助事業者に竣工届(第5号様式)を提出させ、速やかに工事が適正に実施されていることを確認した後、知事に竣工届を提出しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、新規就農者の里親事業のれん分け就農促進事業及びお試し就農促進事業については、研修開始日を、人材確保推進事業については、活動開始日を着手日とする。

(補助事業の遅延等)

- 第7 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することが困難となった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の状況報告)

第8 補助事業者は、当該年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書(第6号様式)を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、別表の区分及び事業種目の種類ごとに事業の成果を記載した実績報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第3の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金につき仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2のただし書により交付申請した補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金につき仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(第8号様式)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、第9の1の実績報告書の提出があったときは、当該書類を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果及び事業費が第4の1の決定若しくは第5の2の承認の内容又はこれらに附された条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11 補助金は精算払とする。ただし、すでに着手した事業で必要と認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

2 1の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の概算払請求書(第9号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 1の精算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受理した後に、請求書(第10号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、人材確保推進事業及びお試し就農促進事業については、実績報告書に添えて提出するものとする。

(補助金の返還等)

第12 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定若しくは変更の承認を取り消し、又はこれらを変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

なお、その責めに帰すべき事情によらない場合については、この限りでない、

(1) この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正があったとき。

- (2) 第4の2(第5の3において準用する場合を含む)の規定により附された条件に違反したとき
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) 実施状況報告など必要な資料が提出されない場合。
- (6) 実施要領の規定に反したとき。

(加算金及び延滞金の規定)

第13 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算額を納付する。

また、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付する。

(立入検査等)

第14 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告を求め、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは関係者に質問することとする。

(関係書類の保管)

第15 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、補助事業実施年度終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、新規就農者の経営発展支援事業により取得した施設で処分制限期間を経過しないものは、財産管理台帳(第11号様式)及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第16 この要綱に規定する補助金交付申請書及びその他の書類は、管轄する農業改良普及センター所長を経由して提出するものとする。

- 2 この要綱に規定するもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表

区分	事業種目	交付先	経費	補助率等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
新規就農者の里親育成事業費	のれん分け就農促進事業	市町	新規就農者サポート事業実施要領に基づいて行うのれん分け就農促進に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 研修生1人につき5万円/月 研修生2人目は3万3千円/月 	当該補助金又は間接補助金の増、又は20%以上の減	1 事業実施主体等の変更 2 事業の新設又は廃止
	人材確保推進事業	里親	新規就農者サポート事業実施要領に基づいて行う里親の人材確保推進に要する経費	事業費の1/2以内(上限50千円)	当該補助金の増、又は20%以上の減	
	お試し就農促進事業	里親及び就農希望者	新規就農者サポート事業実施要領に基づいて行うお試し就農の取組を支援	定額10千円/週(就農希望者の上限30千円)	—	
新規就農者の経営発展支援事業費	共通	市町	新規就農者サポート事業実施要領に基づいて行う機械・施設整備に要する経費	間接補助事業費の1/3以内(上限は200万円。ただし、栽培管理用施設は上限400万円)	間接補助金の増、又は20%以上の減	

(新規就農者の里親育成事業)
第1-1号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

○○市町長

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者サポート事業費補助金交付要
綱第3の規定により、次のとおり補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

地域名	事業実施 主体名	研修生数	事業費	負 担 区 分			備 考
				県補助金	市町費	その他	
			円	円	円	円	
計							

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要す る経費 (又は要した経費) (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
新規就農者の 里親育成事業	円	円	円	円	円	
計						

4 事業完了予定（又は完了）年月日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 市町費 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
新規就農者の里親育 成事業	円	円	円	円	
計					

6 添付資料

(1) 市町の補助金の交付に関する規程又は要綱

(2) 事業実施主体の県税および個人住民税に係る納税証明書（滞納がないことの証明書）

(新規就農者の里親育成事業)
第1-2号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金（人材確保推進事業）
交付申請書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所
代表者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第3の規定により、次のとおり補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の内容及び計画（実績）

活動内容	事業費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	市 町 費	そ の 他	
	円	円	円	円	
計					

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市 町 費 (B)	そ の 他 (C)	
新規就農者の 里親育成事業 (人材確保推 進事業)	円	円	円	円	円	
計						

4 事業完了予定（又は完了）年月日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 市町費 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
新規就農者の里親育 成事業 (人材確保推進事業)	円	円	円	円	
計					

6 添付資料

- (1) 事業実施主体の県税および個人住民税に係る納税証明書 (滞納がないことの証明書)
- (2) 第10号様式の請求書 (実績報告)

(新規就農者の里親育成事業)
第1-3号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金 (お試し就農促進事業)
交付申請書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所
代表者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第3の規定により、次のとおり補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画 (実績)

概要		事業費	負担区分	備 考
研修先里親名等	研修期間		県補助金	
※里親は研修生名を記入	年 月 日～ 年 月 日	円	円	
計				

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費	補助事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分	備 考
			県補助金 (A)	
新規就農者の 里親育成事業 (お試し就農 促進事業)	円	円	円	
計				

4 事業完了予定（又は完了）年月日

5 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
新規就農者の里親育 成事業 (お試し就農促進事 業)	円	円	円	円	
計					

6 添付資料

第10号様式の請求書（実績報告）

(新規就農者の経営発展支援事業)

第1-4号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金（新規就農者の経営発展支援事業）
交付申請書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

○○市町長

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第3の規定により、次のとおり補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

事業実施 主体	整備内容	事業費	負 担 区 分			備 考
			県補助金	市町費	その他	
		円	円	円	円	
計						

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要す る経費 (又は要した経費) (A)+(B)	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
新規就農者の 経営発展支援 事業	円	円	円	円	円	
計						

4 事業完了予定（又は完了）年月日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 市町費 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
新規就農者の経営発展支援事業	円	円	円	円	
計					

6 添付資料

- (1) 市町の補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 事業実施主体の県税および個人住民税（様式A）に係る納税証明書
- (3) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し（農機具格納庫や作業場などの建築確認を受けるもの）
- (4) 実施設計書

第2号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

○○市町長
住 所
代表者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった新規就農者サポート事業について下記のとおり変更したいので、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

(注) 記の記載要領は、第1号様式に準じるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付資料については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所
氏 名

事 業 着 手 届

事 業 名	
事 業 年 度	年 度
<p>上記事業について、下記のとおり着手したのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
事 業 内 容	
事 業 費	
着 手 日	年 月 日
備 考	<p>通知業者数：</p> <p>通知方法：</p> <p>現場説明会予定日： 年 月 日</p> <p>入札予定日（見積もり合わせも含む）：平成 年 月 日</p> <p>予定工期： 年 月 日～ 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(新規就農者の経営発展支援事業以外のソフト事業については不要)</p>

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所
氏 名

交 付 決 定 前 着 手 届

事 業 名

事 業 年 度

年 度

新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第6の2に基づき、下記条件を承知のうえ、補助金交付決定前に着手するのでお届けします。

記

1. 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
2. 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
3. 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないものとする。

第6号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

○○市町長
住 所
代表者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった新規就農者サポート事業について、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

区 分	計画事業費 (A) 円	出来高事業費 (B) 円	進捗度 (B)/(A) %	残高事業費 円
計				

(注) 区分については、交付要綱別表の区分及び事業種目に基づいて記入のこと。

第7号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

○○市町長
住 所
代表者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった新規就農サポート事業について下記のとおり実施したので、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第9の規定に基づきその実績を報告する。

記

(注) 記の記載要領は、第1号様式または第2号様式の記の様式に準ずるものとする。
建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しと出来高設計書を添付すること。

第8号様式

年度新規就農者サポート事業費補助金における
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

〇〇市町長
住 所
代表者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による補助金の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 集計表及びその他参考となる資料を添付すること

年度新規就農者サポート事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所
○○市町長
住 所
代表者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)

年度新規就農者サポート事業に係る事業費補助金 円を下記により概算払によって交付されたく、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第11の2の規定に基づき請求する。

記

1 事業の進捗状況

年 月 日現在

区 分	補 助 事 業 経 費 に 要 する 費	補 助 金 (A)	既 受 領 額 (B)		今 回 請 求 額 (C)		残 額 (A)-(B)-(C)		事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
			金 額	出 来 高	金 額	月 日 まで の 予 定 出 来 高	金 額	月 日 まで の 予 定 出 来 高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 補助事業に要する経費は県補助金+市町費+その他とする。

2 支払方法

口 座 振 替 払			
銀行 農協	店	口座番号	フリガナ 口座名義
		1 当 座 2 普 通	

請 求 書

(アラビア数字で記載し、頭書きに¥の記号を付し、訂正しないでください。)

		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

年度新規就農者サポート事業費補助金として、上記の金額を精算払によって
 交付されたく、新規就農者サポート事業費補助金交付要綱第11の3の規定に基づき
 請求する。

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所

○○市町長

(住 所
 代表者名
 (法人の場合は法人名及び代表者名))

支払の 方法	口座 振替払 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="checkbox"/>	銀行									
		農協		(支)店							
		預金 種目	当座 □	普通 □	口座 番号						
		(フリガナ) 口座 名義									

責任者氏名 _____ ※
 担当者氏名 _____ ※
 連絡先(電話番号) _____ ※

- 1 預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。
 なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にレ印を付してください。
- 2 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。

注) ※「責任者氏名」欄及び「担当者氏名」欄には所属名、役職名、氏名を記載します。「責任者」及び「担当者」は、請求書に係る事務を担当する部門の責任者及び担当者を指します。責任者と担当者が同じ者の場合は、「責任者及び担当者氏名」として記載します。
 なお、代表者印が押印されている場合は、責任者等の記載を省略できます。

第11号様式

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

施設名	施設区分	設置場所	工 期		経費の配分				処分制限期間		処 分 の 状 況		摘要
			着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	補助金 (円)	市町費 (円)	その他 (円)	耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内容	
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入のこと。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入のこと。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。